

2014（平成26）年10月11日

弁護士 正木 みどり

第1 戦後の司法制度、法曹養成制度

1 戦前 ——司法は行政権の監督の下、司法官と弁護士の養成は別、弁護士自治もなかった

2 戦後の司法制度 ——戦前の司法に対する反省を踏まえて

その司法制度を人の面から支える法曹養成制度

戦前の反省から法曹一元の要求があったが、「入り口での法曹一元」とも言われる、統一試験・統一修習として法曹養成過程を制度設計

司法試験は平等・公平な試験であり、だれでも、学歴も無関係に、いつからでも受験できた（第1次試験は教養課程で免除。第2次試験は短答→論文→口述）。

司法修習は国が責任をもって法曹を養成する制度。最高裁の下にあるとはいえ法曹三者が一緒に（統一して）養成を担うもの。国家公務員に準じる立場としての制度。給費制は単なる経済的問題ではない。法曹の公的使命の自覚。修習期間2年間。前期修習（4ヶ月）・実務修習（各分野4ヶ月）・後期修習（4ヶ月）。前期・後期は、司法修習生全体が一堂に会し、全国の多様な出身の司法修習生が知り合い、交流。全国の弁護士・弁護士会が、実務修習等の場を通じて、後輩（弁護士）になる者だけでなく裁判官・検察官になる者についても、働きかけ養成することを担保する制度だった。

司法修習生は全国すべての都道府県に実務修習で配属。実務修習地やその近辺で弁護士登録する例なども含め、「地域での法曹養成機能」も。

（注）1999年の53期から修習期間1年半に短縮

第2 司法制度改革審議会以降の動き

1 1999年7月～ 司法制度改革審議会

2000年11月 中間報告書

多岐にわたるが、法曹養成・法曹人口の分野について

「法科大学院を含む法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、…
できるだけ早期に年間3000人程度の新規法曹の確保を目指す」

2001年6月 最終報告書

多岐にわたるが

法科大学院制度

(人口増加のために) 修習期間を半減し、給費制について「法曹養成
全体の中で司法修習の位置づけを考え…そのあり方を検討すべき」

(注) 司法制度改革審議会での法科大学院制度に関する検討は、途中で
文部省に委ねられ、極めて短期間に制度の提案がまとめられ、その結
果を受ける形で審議会意見書に取り込まれた。法曹養成制度の中核と
言いながら、かつ抜本的なことなのに、司法関係者の検討ではなく文
部省が極めて短期間に。

2 2002年3月19日 閣議決定

「2010年頃に司法試験の年間合格者を3000人程度に」

2004年 法科大学院制度発足

2004年12月 裁判所法改正で2010年度から給費制廃止、貸与制
に移行(2010年11月1日施行日)

第3 法科大学院制度の発足移行の動き

1 2004年 法科大学院制度発足

既習2年間、未習3年間

2 2006年 旧司法試験 合格 549人(現61期 修習1年半)

第1回新試験 合格1009人(新60期 修習1年)

3 新司法試験は、法科大学院修了が受験資格(旧司法試験廃止後の予備試験
ルートを除く)

新司法修習は、1年間。前期修習なし。いきなり実務修習。各分野2ヶ月ずつ。選択型と集合修習をたすきがけ。

司法修習生が全体で集まる機会が無い。

統一修習の目指した理念との関係は？

4 予備試験

2011年 旧司法試験廃止。新司法試験 2063人（新65期）

以後は、「現・新」は無し

予備試験スタート（予備試験合格者は翌年以降の司法試験を受ける）

※ 閣議決定の存在

「予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があるが、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく」

第4 政府の会議等

1 給費制廃止（裁判所法改正の施行日2010年11月1日）の迫る中、給費制維持の運動

2010年4月 日弁連宇都宮執行部スタート

5月 給費制の本部設置

2010年11月1日、貸与制いったん施行

〃 11月26日 議員立法で貸与制の施行を2011年10月31日

まで延期する裁判所法改正法成立

（新64期の修習開始の前日）

↓

2 法曹の養成に関するフォーラム

2011年5月 設置。しかし委員の構成は

〃 8月31日 第1次取りまとめ

給費制を打ち切る方向。司法修習や給費制の理念への無理解

2011年11月 新65期から貸与制施行

2012年5月 論点整理（取りまとめ）

（注）2012年4月に総務省が法曹人口政策の転換を勧告する評価書を
発表していたのだが…

↓

3 法曹養成制度関係閣僚会議と法曹養成制度検討会議

(1) 2012年8月 法曹養成制度関係閣僚会議と同時に、その下に、

法曹養成制度検討会議設置（合議体の審議機関）

法曹養成フォーラムの「論点整理（取りまとめ）」を引き継ぐ形

委員の多くがフォーラムから引き継がれた（17名中13名。新は4名）

(2) 2013年4月 中間的とりまとめ

3000人数値目標は事実上撤回されたが…

「法曹」と「法曹有資格者」問題。

※司法制度改革審議会の意見書でも「弁護士の活動領域の拡大」だった
のに、「法曹有資格者の活動領域の拡大」にすりかえ

「法科大学院生に対する経済的支援」「司法修習生に対する経済的支援（
貸与制前提）」

※「経済的支援」の問題ではないのに。修習専念義務緩和論の危険性も。

※「地位・身分のありかたについてさらに議論したうえで、経済的支援
についても議論する」

(3) 2013年6月 最終取りまとめ

法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法曹養成制度のありかた

※ 多数のパブリックコメントを無視して

(4) 2013年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定

「法曹養成制度改革の推進について」

上記「取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする『プロセス』としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示す」

- 1 今後の検討体制
- 2 法曹有資格者の活動領域のありかた
- 3 今後の法曹人口のありかた
- 4 法曹養成制度のありかた

↓

4 新検討体制

2013年9月17日閣議決定（2015年7月15日限り効力を失う）

(1) 検討体制

- 法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官、法務・文科・総務・財務・経済産業の各大臣）

- 法曹養成制度改革顧問会議

法曹養成制度改革の推進のため（の）施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、開催する。

構成員6名（法曹三者、学者、経済界・消費者団体関係者）

- 法曹養成制度改革推進室

推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て内閣官房において処理する。

なお、この他に

- 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

法務省に置かれる。分科会に対して助言等、推進室に対して報告。

この懇談会の下に「分野別の分科会」

※分野別分科会は①国・地方自治体・福祉等 ②企業 ③海外展開

(2) 検討課題

法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習、法曹有資格者の活動領域の拡大

※司法修習の制度は推進室が、運用は最高裁が。

- (3) ○ 法曹人口問題は、アンケート等の調査を実施した上で方向性を議論する

○ 予備試験問題の議論も

(4) タイムスケジュール

第5 現在

1 2014年司法試験から「5年5回」に。

2014年9月11日合格発表 ― 1810人。特徴は。

2 予備試験問題

(1) 予備試験受験者の激増と、予備試験合格者の司法試験合格率の高さ

(学部生、法科大学院在学者について、かなりの議論が)

法科大学院受験者及び実入学者の激減と、法科大学院修了者の司法試験合格率の低さ

あいつぐ法科大学院の募集停止決定

定員充足率は、一部の都市部の上位校に集中

法科大学院ルートが多様性の喪失化（社会人の減少、非法学部系の減少、未習者の減少。いずれも合格率の低さ）

(2) その要因をどう見るのか

(3) 推進室での検討状況

(4) 文科省でも議論

(5) 閣議決定の存在（前述）

3 司法修習

○ 大学や法科大学院での奨学金（借金）に加えて、貸与制でさらに約300万円の借金を背負う

○ 修習専念義務の緩和（アルバイト）問題 本末転倒

○ 67期司法修習生から、従前の居住地から実務修習地への移転費用支給。但し、要件あり

○ 2014年12月の68期司法修習から、導入的集合修習開始 約3週間（実日数は15日程度）

入寮問題は

たすき掛けは残るので、分野別修習がさらに短縮
(合格者数1500人以下なら統一的に前期修習と後期修習を実施でき
分野別修習(実務修習)も2ヶ月ずつできる。)

第6 補論

1 「法曹有資格者」問題

「法曹有資格者」という概念は、明確な定義がなされているわけではない。

「法曹有資格者」という「資格」があるわけではない。

2 日本には全国に法学部が(平均年間約4万人の法学部修了者を輩出)。

法学部がなく法律を学ぶのはロースクールであるアメリカと、根本的に制度設計が違うところ。

「法曹有資格者」について「企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大など」と言われる点について。

法学部の不人気化、法律研究者養成の困難も。

3 法科大学院修了を司法試験の受験資格とされたために法曹志望を断念せざるをえない者の存在。法科大学院への入学を断念し法曹を志望できなくなる要因は、経済面だけではなく、地域、仕事、家庭責任(扶養義務、育児、介護、家族との同居等)、身体条件、学歴など、さまざまな要因がある。「多様な法曹」とは逆の事態。

4 法曹志願者の激減による影響